Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク) 【現改比較表】 2022年4月18日現在

		~2022年4月17日	2022年4月18日~						
第1条~第4条(略)				第1条~第4条(略)					
別紙1~別紙4(略)				別紙1~別紙4(略)					
別紙5 リモートアクセス提供条件等			別紙5 リモートアクセス提供条件等						
1 メニュー一覧			1 メニュー一覧						
	メニュー	内容		メニュー	内容				
	(1) Flexible	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又は		(1) Flexible	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又は				
	Remote Access	Remote Access VPN等へのリモートアクセス機能等を提供するもの		Remote Access	VPN等へのリモートアクセス機能等を提供するもの				
			(2) モバイルコネク	SDPFサービスの1つであって、当社が別途提示する「モバイル					
			<u> </u>	コネクト基本仕様書」に基づきSaaSや社内サイトへの安全なア					
				クセス又はVPN接続によるリモートアクセス機能等を提供する					
					もの				

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Flexible Remote Access (略)

2 各メニュー等の提供条件等

(1) Flexible Remote Access (略)

1/13

(2) モバイルコネクト

A 提供条件等

(A) 用語の定義

	四三、文叶				
用語	用語の意味				
利用開始日	当社が契約者に通知する、モバイルコネクト(以下、(2)モバ				
	イルコネクトにおいて「本メニュー」といいます。) の提供				
	を開始した日				
本メニュー用設備	本メニューを利用することが可能な機能を備えた当社のサ				
	一バ、及びその他の設備				
ユーザID、ログイ	当社が契約者に払い出すものであり、契約者が本メニューの				
ンパスワード	システムにログインする時に使用するログインID、ログイン				
	パスワード				
再使用許諾先	当社による契約者への再使用許諾実施許可に基づき、契約者				
	が第三者に対し本メニューの再利用を許諾した場合の当該				
	第三者				
お客さま番号	開通案内に記載されるお客さまの契約を識別するための番				
	号一				

(B) メニューの種類

- a 本メニューで提供される機能仕様は、「モバイルコネクト基本仕様書」に定めるとおりとします。
- b 当社は、契約者に不利な影響がない範囲で、必要に応じて契約者の許諾を得ることなく、本メニューの内容(モバイルコネクト基本仕様書に定めるサービス仕様等)を変更することができるものとします。なお、モバイルコネクトサービス基本仕様書に定めるサービス仕様に不利な変更が生じる場合は、SDPF規約共通編第34条(契約者に対する通知)に従い、契約者に事前に通知するものとします。

(C) <u>申込</u>

a 本メニューは、当社が利用申込を審査、承認した場合に、本規約の規定を内容と

する本メニューの利用契約が契約者と当社との間で成立するものとします。契約者と当社との間で別段の合意がない限り、共通編第34条(契約者に対する通知)1項(2)に従い当社から契約者にメール送信されるご利用内容のご案内に記載された日を利用開始日とします。

- b 契約者は、共通編第7条(利用申込)のほか、申込みに際し、企業管理者を指定し、当社に通知するものとし、企業管理者を変更する場合も同様とします。契約者は企業管理者をして、本メニュー利用に関する管理の一切を遂行させるものとし、企業管理者の行為については契約者が一切の責任を負うものとします。
- c 前項の企業管理者により行われる管理には、メニュー利用開始以降の当社からの通知、ユーザ I D、ログインパスワードの管理等を含むものとします。 但し、当社のユーザ管理代行サービスを契約者が申し込んでいる場合は、契約者は企業管理者を指定し、企業管理者はユーザ I D、ログインパスワードの管理以外の業務(当社からの通知の管理等)を行うものとします。
- d 当社が本メニューの申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を 通知します。

(D) 第三者への再使用許諾及び義務

- a 本サービスは、契約者が利用することとします。ただし、契約者は本項に定める 条件を充たした場合、再使用許諾先に対して、本メニューを利用させることがで きることとします。
- b 契約者が予め文書によって当社に申請をし、当社が許可した場合、契約者は第 三者に対して再使用許諾を行うことができるものとします。なお、当社が再使 用許諾先名の提出を求めた時は、契約者はすみやかにこれに応じるものとしま す。
- c 再使用許諾先が本メニューを利用するにあたり、当社に再使用許諾先から直接 質問、要求、苦情等がないように契約者の責任において再使用許諾先の対応を

するものとします。なお当社に再使用許諾先から質問、要求、苦情等があった 場合の対応は致しません。契約者が責任を持って対応を行うこととします。

- d 本メニューの利用に関連して、再使用許諾先が契約者もしくは第三者に対して 損害を与えた場合、または再使用許諾先が契約者もしくは第三者と紛争を生じ た場合、契約者の責任において解決するものとし、当社が本規約中に明示的に 規定している責任以外の責任から免責されるよう適切な措置を講ずることとし ます。
- e 契約者による本メニューの第三者への再使用許諾に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- f 契約者は再使用許諾先が、再使用許諾先以外の第三者に本メニューを利用させないようにするものとします。

(E) 契約者が行う本メニューの終了

- a 契約者は、本メニューの利用を終了しようとするときは、終了する日の10営業日前までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。
- b 前項の利用の終了に関し、(G)(最低利用期間)の最低利用期間内に利用の終了があった場合は、(G)に定める違約金を支払うこととします。
- c 前項の規定にかかわらず、当社が共通編第3条(本規約の変更)により本メニューの内容又は料金を変更する場合、本メニューを既に利用している契約者が当該変更を承諾しない場合は、契約者は当社からの通知から1週間以内までにその旨を届け出ることにより、(G)に定める最低利用期間中でも本メニューの利用を違約金の支払いを要さず終了することができるものとします。

(F) 最低利用期間

- a 本メニューのうち、「B 提供メニュー」で指定するメニューには最低利用期間があります。
- b 前項の最低利用期間は、別途定める場合を除き、利用開始日から1年間とします。

- c 契約者は、最低利用期間内に本メニューの利用が終了した場合は、当該終了が あった月から最低利用期間満了月までの期間に相当する本メニューの利用料金 を一括して支払うものとします。
- d 共通編第15条 (当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除) 1項の規定に 従い本メニューが終了した契約者は、終了した月までに発生した利用料金及び b の最低利用期間に満たない場合は、 c に定める違約金、また本メニューに関連す る当社に対する債務の全額を当社の指示する方法で支払うものとします。なお、 当社は、既に支払われた利用料金を払戻し致しません。

(G) 料金

- a 共通編第19条(料金)のほか、本メニューの料金は別途書面により定めます。
- b 本メニューの利用料金は、SDPF サービスに係る契約 ID ではなく、本メニューのお申込み単位に付与されるお客さま番号ごとの利用料金を合算して適用します。

(H) 料金の支払義務

- a 契約者は、第3条(料金の支払義務)の規定にかかわらず、本規約に基づいて当 社が契約者に本メニューの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算 して、本メニューの利用の終了があった日を含む料金月の末日までの期間につい て、料金の支払いを要します。
- b 契約内容の変更に伴う利用料金の変更については、別途定める場合を除き、変更 が適用される日が属する月の翌月分から変更後の利用料金を適用することとし、 日割計算はしないものとします。なお、同月内に複数回の変更があった場合は、 最後に行った変更の利用料金を適用するものとします。
- c 利用料金計算月途中(初日含む)の解約については、利用のあった月(1ヶ月分) の利用料金を請求するものとし日割計算はしないものとします。

(I) 工事費の支払義務

- a 契約者は別途書面に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前に 本メニューの利用の取消、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りであり ません。
- b 工事の着手後完了前に本メニューの利用の取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して当該利用の取消等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

(J) データの取扱およびデータのバックアップ

- a 当社は、共通編第24条(データの取扱)1項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
- b 当社は、共通編第25条(データの利用)のほか、いかなる事由があっても保存データ及び生成等データのバックアップは行いません。ただし、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合はこの限りでありません。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

(K) 免責

- a 本メニューの提供エリアは日本国内です。当社は、日本国外で本メニューを利用 すること又は利用できないことにより契約者に生じた損害に対して責任を負わ ないものとします。
- b 本メニューは設備・回線を他の契約者と共用し、通信速度・品質が通信環境・利用状況等によって変化し得るため、通信速度・品質に対して責任を負わないものとします。 また、SLA は適用されません。
- c 共通編第27条(責任の制限)において、契約者が当該賠償請求をし得ることと なった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった時は、契約者は当 該賠償を請求する権利を失い、当社は責任を負わないものとします。

(L) 設備等の準備、切り分け

- a 契約者は、自己の責任において、本メニューを利用するために必要な本メニュー 用設備以外のサーバ、コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線そ の他の設備を保持し管理するものとします。
- b 契約者が本メニューを利用するために必要な通信回線の利用料金は、本メニュー料金には含まれず、契約者が直接これを負担するものとします。
- と 契約者は、本メニューを利用できなくなった時は、遅滞なく、本メニューを利用するために契約者が保持するサーバ、コンピュータ端末、ソフトウェア、通信機器、通信回線その他の設備について故障の有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとします。
- d cの調査に際して、契約者から要請があった時は、当社は試験を行い、その結果を 契約者に通知するものとします。
- e 契約者の請求により、当社が当社の係員を契約者へ派遣して調査した場合には、 契約者は、その派遣及び調査に要した費用を当社に支払うものとします。

(M) 第三者の権利侵害に対する補償

- a 当社は、第三者から本メニューが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、契約者はこれに従うものとします。
 - (a) 従前どおり契約者に本メニューを提供する。
 - (b) 当該係争に係る部分について当社の判断で同等の代用物と交換する。
 - (c) 本メニューの全部又は一部について中止又は廃止する。
 - (d) 第三者から使用権を取得する。
- b 契約者は、第三者から本メニューが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、その旨をすみやかに当社に通知し、当社の行う権利防御等に協力し、当該紛争の処理につき、当社の指示に従うものとします。契約者がかかる義務を履行することを条件として、契約者が当該紛争に関する確定判決又は当社が事前に承諾した和解に基づいて当該第三者に対し賠償金支払義務を負担した場合は、当社は、契約者に対し、契約者が当社に支払った1ヶ月の基本メニュー料金の総額を上限として、当該賠償金相当額を補償するものとします。

c 本 (N) の規定は、本メニューが第三者の知的所有権を侵害した場合に当社が契約者に対して負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本 (N) に規定する責任以外には、責任を負担しないものとします。

(N) 守秘義務

- a 当社は、本メニューの提供により知り得た契約者の技術上又は業務上の秘密 (契約者に関する情報を含む)を本メニュー提供のためにのみ使用するものと し、共通編第36条(個人情報の取扱い)に該当する場合を除き、個人識別が可 能な形式で第三者に提供しないものとします。
- b 契約者は、本メニューの利用により知り得た当社の販売上、技術上又はその他の業務上の秘密(本規約の内容、本メニューの仕様書、取扱マニュアル等を含む)を本メニュー利用のためにのみ使用するものとし、当社の承諾なしに第三者に公表し又は漏洩しないものとします。
- c 以下の情報は前2項の秘密に該当しないものとします。
 - (a) 公知の情報
 - (b) 相手方から開示を受ける以前から保有していた情報
 - (c) 本メニューにより授受された情報に依存せずに独自に開発発見された情報
 - (d) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- d 本(O)の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

B 提供メニュー

(A) 基本メニュー

項目	単位	サービス概要				
基本機能	企業	Web ポータル画面(ユーザ管理 Web)の提				
		供、24 時間 365 日ヘルプデスク対応、シス				
		テム保守運用等の機能。				

認証
客様コンテン
出来ます。
コルで接続し
有します。
- <u>o</u>
専有で提供
<u> </u> のサービス
専有で提供
<u>!のサービス</u>
専有で提供
<u> </u> のサービス

	 	,	
	GW 専有型(C)	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供
	1,500 ^{**1}		<u>します。同時接続 1,500Ch 保証型のサービ</u>
			<u>スです。</u>
	GW 専有型(C)	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供
	2,500 ^{**1}		します。同時接続 2,500Ch 保証型のサービ
			スです。
	GW 専有型(C)	<u>4</u>	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供
		台	
	3,500 ^{*1}		します。同時接続 3,500Ch 保証型のサービ
			<u>スです。</u>
	GW 専有型(C)	台	Cisco 社 SSL-VPN 機器をお客様専有で提供
	7,500 ^{*1}		します。同時接続 7,500Ch 保証型のサービ
			<u>スです。</u>
	GW 専有型(P)タ	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様
	イプ 1 ^{※1}		専有で提供します。同時接続最大 100Ch 保
			証型のサービスです。(モバイルコネクトで
			同タイプを利用中の場合のみ申し込み可能)
	GW 専有型(P)タ	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様
	<u>イプ 2 ^{※1}</u>		専有で提供します。同時接続最大 1,000Ch
			保証型のサービスです。(モバイルコネクト
			で同タイプを利用中の場合のみ申し込み可
			能)
		<u> </u>	

		GW 専有型(P)夕	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様	
		<u>イプ3^{※1}</u>		専有で提供します。同時接続最大 20,000Ch	
				保証型のサービスです。(モバイルコネクト	
				能)	
				1007	
		GW 専有型(P)夕	台	JuniperNetworks 社 SSL-VPN 機器をお客様	
		イプ4 ^{※1}		専有で提供します。同時接続最大 40,000Ch	
				 保証型のサービスです。(モバイルコネクト	
				で同タイプを利用中の場合のみ申し込み可	
				<u>能)</u>	
		GW 専有型(P)タ	台	PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有	
		イプ 5 ^{※1}		で提供します。同時接続最大 200Ch 保証型	
		GW 専有型(P)タ	台	PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有	
		011 43 円至(1.)2	<u> </u>	Taiseseedie (E SSE VIIV Maii 205 E MATE)	
		<u>イプ 6 ^{※1}</u>		で提供します。同時接続最大 2,500Ch 保証	
				型のサービスです。	
		GW 専有型(P) タ	台	PulseSecure 社 SSL-VPN 機器をお客様専有	
		ー イプ 7 *1		 で提供します。同時接続最大 10,000Ch 保証	
				型のサービスです。	
**1 SSL-VPNアクセス GW専有型(C)及び(P)は、契約者毎に契約者専用のSSL-VPN機器					
を当社が購入することから、利用開始日から1年間の最低利用期間を設けています。					
(C) <u>カスタマイズメニュー</u>					
IT				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

項目

サービス概要

 Radius 連携	契約者宅内の NAS ^{*2} とモバイルコネクトの Radius サーバを連携します。
カスタマイズ	お客様個別メニュー

^{**2} NAS = NetWorkAccessServerの略

(D) オプションメニュー

項目	単位	サービス概要
データセンタラック利用	ユニッ	モバイルコネクトと接続する契約者自営
	<u> </u>	機器を弊社データセンタに収容します。
NW 機器 Ping 監視	<u>IP アド</u>	モバイルコネクト設備があるデータセン
	<u>レス</u>	夕と接続するために設置される契約者の
		ネットワーク機器及び契約者宅内のネッ
		トワーク機器に Ping 監視します。
SOC 機器オンサイト一次	台	モバイルコネクト設備があるデータセン
保守		夕と接続するために設置される契約者の
		機器に対してオンサイト保守を行いま
		<u>す。</u>
CSV ファイル自動アップ	企業	モバイルコネクトに設定する契約者情報
<u>□-ド</u>		を契約者指定のファイルサーバより自動
		取得し一括して登録します。
拡張ヘルプデスク	企業	ヘルプデスクにて契約者のエンドユーザ
(エンドユーザ問合せ)		からの問い合わせを受け付けます。

	拡張ヘルプデスク	企業	ユーザ管理のための Web ポータル画面
	(ユーザ管理代行)		(ユーザ管理 Web)への登録作業を契
			約者に代わり実施します。_